

令和 8 年度

# 吉野川市 市民提案型まちづくり 推進事業補助金

**吉野川市のよりよい未来につながる市民のみなさまの活動を応援します！**

この補助金は、世代を越え、将来にわたって安心して暮らせる吉野川市を市民協働により実現するため、市民団体等からご提案いただき、主体的に活動に取り組まれる事業に対して、その立ち上げ・実施等に要する経費について補助するものです。

今年度も補助事業を実施しますので、市民のみなさまの柔軟な発想で、様々な地域課題解決のためのプロジェクトや事業のアイデアを提案してください。

募集期間：～令和 8 年 6 月 3 0 日（火）まで



吉野川市 市民部 市民生活課 生活あんしん係

## ■対象となる市民団体

次の全てに該当する団体が対象となります

- ・5人以上で構成されている団体であって、その構成員の1人以上が満18歳以上であること
- ・市内に事務所又は活動拠点を有していること
- ・事業が完了した後においても継続して活動する意思を有していること

## ■対象となる事業等

吉野川市が将来にわたって住みやすく、世代を越え、よりよいまちとなるため主体的に取り組む公益的な事業

【補助条件】

- ①市民協働による活動であること
- ②公益的な事業として市長が適当と認めるものであること
- ③一過性の事業ではなく、少なくとも3年は継続して実施できる事業であること

⚠ 次のような事業は対象外となります

- ・従来から行われているものをそのまま実施するもの
- ・当補助金以外の補助金等の交付を受け、又は受ける予定があるもの
- ・営利を主な目的とするもの
- ・政治活動又は宗教活動に関するもの
- ・対象団体の経費不足の補填を目的とするもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他、市長が適当でないと認めるもの

## ■補助金について

補助金の額は、事業の立ち上げ又は拡大に要する費用のうち、次の事業に掲げる額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50万円を上限とします。

○補助対象団体が主体的に地域課題を設定し、地域活性化を図ることを目的として実施する事業

→補助対象経費に3分の2を乗じて得た額

## ■ 補助対象経費について

### 【補助対象経費】

- ▶ 事業の開始・拡大に必要な直接的経費  
(例：継続して開催するイベント用の備品費)

### 【補助対象外経費】

- ▶ 団体の維持管理、運営に関する経費  
(例：家賃、光熱水費、人件費等)
- ▶ 団体の経常的な活動に要する経費  
(例：通常運営に係る消耗品費、郵送料等)
- ▶ 団体の構成員等に要する経費  
(例：会員への謝礼、会報の印刷代等)
- ▶ イベント等の参会者に還元される経費  
(例：持ち帰りできる材料費等)
- ▶ 準備、打ち合わせ等に係る経費  
(例：打ち合わせ時の飲食代、交通費等)

※上記は一例ですので、詳しくはご相談ください

## ■ 補助金の支払い

- ・原則として団体の口座に振り込みます。支払方法は、基本的に後払い（精算払い）となりますが、費用の立て替えが困難な場合は、先払い（概算払い）も可能です
- ・補助対象経費となるのは、補助金の交付決定日以降に支出した金額ですので、先払い（概算払い）、後払い（精算払い）どちらの場合もご注意ください

## ■ 事業の流れ

令和8年

- ～6月30日 募集受付、書類確認、事前相談
- 7月下旬頃 審査委員会開催（プレゼンテーション）
- 8月上旬 選考結果の通知  
交付申請・交付決定

交付決定後 事業開始（随時進捗状況を確認します）

令和9年3月 実績報告（支払い又は精算）

※先払いが必要な場合はご相談ください

## ■ 応募方法

- 【応募書類】
- ① エントリーシート
  - ② 事業計画書
  - ③ 収支予算書
  - ④ 団体の会則・規約等
  - ⑤ 構成員名簿
  - ⑥ その他提案事業に関する参考資料

※資料の提出前に書類の書き方等の事前相談に応じますので  
お早めにご相談ください

【提出方法】持参、郵送、メールのいずれかの方法で応募して  
ください

【提出先】〒776-8611  
吉野川市鴨島町鴨島115-1  
市民部 市民生活課 生活あんしん係（吉野川市役所本館1階）  
TEL：0883-22-2269  
FAX：0883-22-2245  
E-mail：anshin@yoshinogawa.i-tokushima.jp

## ■ 審査委員会について

- ① 有識者等で構成する審査委員会で提案していただいた事業について審査を行います。
- ② 審査委員会では、委員の前でプレゼンテーションを行っていただきます
- ③ その後審査のうえ、補助の可否及び補助額を決定します

（審査事項の例）

- ・ 事業内容の有効性及び公益性
- ・ 事業の継続可能性及び自立性
- ・ 資金計画の妥当性
- ・ 補助申請額の妥当性 等

※審査により、補助金額が申請額に満たない場合や、条件付きでの交付決定になる場合があります

## ■実績報告

- ▶補助対象事業終了後、実施結果及び収支決算について実績報告書を提出していただきます
- ▶報告書には、支出した対象経費の領収書や実施状況が分かる写真等を提出してください

## ■情報の公開（活動報告）

- ▶事業の結果や成果については、公開による事業報告会や翌年度以降の審査委員会で発表していただくことがあります
- ▶事業内容や団体の概要、事業の進捗状況及び結果報告等について、市のホームページ等で公開します

## ■その他留意事項

交付決定を受けた年度中に事業が完了できなかった場合は、補助金の一部又は全部を取り消し、返還していただく場合があります